

年 発 0329 第 6 号  
令和 6 年 3 月 29 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長  
（ 公 印 省 略 ）

「厚生年金基金の指導監督について」の一部改正について

「厚生年金基金の指導監督について（昭和 42 年年発第 580 号）」の一部を下記のとおり改正したので、貴管下の存続厚生年金基金の指導について遺憾のないよう取り扱われたい。

記

「厚生年金基金の指導監督について（昭和 42 年年発第 580 号）」の一部を別添の新旧対照表のとおり改める。

厚生年金基金の指導監督について（昭和 42 年年発第 580 号） 新旧対照表

新	旧
<p>2 実地監査等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地監査等の内容 実地監査等は、実地監査及び集団指導とすること。</p> <p>① 実地監査</p> <p>ア <u>実地監査は、基金に立ち入り又はオンライン会議システム等のデジタル技術を活用した方式により実施するものとする</u>こと。なお、<u>デジタル技術を活用した方式による質問及び検査を行う場合において、関係者から質問及び検査を行う職員の身分を示す証票に係る請求があるときに当該証票を提示するときは、オンライン会議システムの画面越しに提示する等デジタル技術を活用した方式により提示することが可能であること。</u></p> <p>イ 実地監査の対象基金については、毎年度、(1)の通知に基づき、地方厚生局長等が選定し、具体的実地監査計画を策定するとともに、当局に送付すること。 なお、地方厚生局長等が選定した基金以外の基金であっても、当局が特に必要と認めた基金については、その対象とすること。</p> <p>ウ 実地監査の結果、法第 179 条に基づく処分又は命令を行う必要があると認められた場合は、事前にその旨を当局と打合せのうえ措置すること。</p> <p>エ 実地監査の結果については、その都度、当該基金の理事長宛通知するとともに、当局に「厚生年金基金実地監査復命書」の写しを送付すること。</p> <p>② (略)</p>	<p>2 実地監査等について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実地監査等の内容 実地監査等は、実地監査及び集団指導とすること。</p> <p>① 実地監査 <u>(新設)</u></p> <p>ア 実地監査の対象基金については、毎年度、(1)の通知に基づき、地方厚生局長等が選定し、具体的実地監査計画を策定するとともに、当局に送付すること。 なお、地方厚生局長等が選定した基金以外の基金であっても、当局が特に必要と認めた基金については、その対象とすること。</p> <p>イ 実地監査の結果、法第 179 条に基づく処分又は命令を行う必要があると認められた場合は、事前にその旨を当局と打合せのうえ措置すること。</p> <p>ウ 実地監査の結果については、その都度、当該基金の理事長通知するとともに、当局に「厚生年金基金実地監査復命書」の写しを送付すること。</p> <p>② (略)</p>